

つくばみらい市告示第130号



つくばみらい市旅券事務処理要領の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年8月10日

つくばみらい市長 小田川



つくばみらい市旅券事務処理要領の一部を改正する告示

つくばみらい市旅券事務処理要領（平成21年つくばみらい市告示第65号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、第12条第1項」を削り、同条第2号中「、第10条第4項並びに第12条第3項」を「並びに第10条第4項」に改め、同条第3号中「、第9条第1項及び第10条第1項」を「及び第9条」に改める。

第3条第5号中「第4項」の次に「まで及び第11条」を加え、同条第6号中「、第10条第4項、第12条第3項」を「並びに第10条第4項」に改め、同条中第7号及び第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号を第8号とし、第11号を第9号とする。

第4条第1号中「審査」の次に「(紙審査)」を加え、同条第2号中「送付」の次に「(紙申請)」を加え、同号イ中「有効旅券」の次に「の写し」を加え、同号イ(ウ)中「一般旅券訂正申請書」を「残存有効期間同一申請書」に改め、「有効旅券」の次に「の写し」を加え、同号イ中(エ)を削り、(オ)を(エ)とし、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 申請書の審査(電子審査) 当日中であつた申請は翌日中に1次審査及び2次審査を行い、申請データを県に送信する。

第5条第2号ウ中「署名してある」を「ている」に改め、同号エ中「いる」の次に「か、クレジットカードによる納付がされる」を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後のつくばみらい市旅券事務処理要領の規定は、令和5年3月27日から適用する。